

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況  
 環境保全等を目的とした法令による規制状況を表 3.2.7-1 に示す。

表 3.2.7-1 環境保全等を目的とした法令規制状況一覧

法 令	地域指定等	地域指定の有無	
		事業実施 区域	調査 範囲
環境基本法	環境基準類型指定(水質汚染)	×	○
	環境基準類型指定(騒音)	×	×
騒音規制法	特定工場等の騒音規制区域	×	×
	特定建設作業の騒音規制区域	×	×
	自動車騒音の規制区域	×	×
振動規制法	特定工場等の振動規制区域	×	×
	特定建設作業の振動規制区域	×	×
	道路交通振動の規制区域	×	×
自然環境保全法 (長野県自然環境保全条例)	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
	郷土環境保全地域	×	○
自然公園法	国立公園	×	×
	国定公園	×	×
	県立自然公園	×	×
文化財保護法 (文化財保護条例)	史跡, 名勝, 天然記念物	×	○
	重要伝統的建造物群保存地区	×	×
	周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○
	史跡, 名勝, 天然記念物	×	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○
	特別保護地区	×	×
長野県水環境保全条例	水道水源保全地区	×	×
長野県豊かな水資源の保全に関する条例	水資源保全地区	×	×
森林法	地域森林計画対象森林	普通林 ○	保安林 ○
	地域森林計画対象森林以外の森林	×	×
国有林野法	地域森林計画対象森林以外の森林	×	×
	地域森林計画対象森林以外の森林(保安林)	○	○
温泉法	国民保養温泉地	×	×
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
砂防法	砂防指定地	○	○
地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域(土石流)	○	○
	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	×	○
	土砂災害特別警戒区域(地すべり)	×	○
	土砂災害警戒区域(土石流)	○	○
	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	×	○
	土砂災害警戒区域(地すべり)	×	○
長野県景観条例 (山形村, 朝日村)	景観計画区域	○	○
	景観計画区域(景観育成重点地域)	×	×
松本市景観条例	景観計画区域	○	○
	景観計画区域(重点地区)	×	×
都市計画法	風致地区	×	×
長野県ふるさと森林づくり条例	森林整備保全重点地区	×	×
都市緑地保全法	都市緑地保全地区	×	×

3.2.7.1 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況等

(1) 大気汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表3.2.7-2(1)～(4)に示す。

表3.2.7-2(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
備考. 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

出典：環境省HP 大気汚染に係る環境基準

表3.2.7-2(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。(H13.4.20告示)
備考. 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

出典：環境省HP 大気汚染に係る環境基準

有害大気汚染物質に係る環境基準(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

表3.2.7-2(3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。(H11.12.27告示)
備考. 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

出典：環境省HP 大気汚染に係る環境基準

表3. 2. 7-2(4) 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件(設定年月日等)
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(H21. 9. 9告示)
備考. 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 $\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。	

出典：環境省HP 大気汚染に係る環境基準

(2) 水質汚染に係る環境基準

a. 河川及び湖沼

環境基本法に基づく人の健康保護に関する環境基準を表3. 2. 7-3に示す。

表 3. 2. 7-3 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0. 003 mg/l 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 006 mg/l 以下
鉛	0. 01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0. 01 mg/l 以下
六価クロム	0. 05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0. 01 mg/l 以下
砒素	0. 01 mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg/l 以下
総水銀	0. 0005 mg/l 以下	チウラム	0. 006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0. 003 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0. 02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0. 02 mg/l 以下	ベンゼン	0. 01 mg/l 以下
四塩化炭素	0. 002 mg/l 以下	セレン	0. 01 mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg/l 以下	ふっ素	0. 8 mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 04 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下
		1, 4-ジオキサン	0. 05 mg/l 以下

出典：環境省HP 別紙1 人の健康の保護に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準を表3. 2. 7-4(1)～(4)に示す。なお、対象事業実施区域周辺の水域は、「平成27年度版 松本市の環境(平成26年度)」によれば、環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準においてAA類型又はA類型、生物A類型、生物特A類型又は生物B類型に指定されている。

河川

ア

表 3. 2. 7-4(1) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	※ 松本市該当水域
AA	6. 5 以上 8. 5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7. 5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下	犀川 (島々谷川合流点上)
A	6. 5 以上 8. 5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7. 5 mg/l 以上	1, 000MPN/100ml 以下	犀川 奈良井川 鎖川 田川
B	6. 5 以上 8. 5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5, 000MPN/100ml 以下	

出典：環境省HP 別紙2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

※松本市該当水域は「平成27年度版 松本市の環境(平成26年度)」による。

イ

表 3.2.7-4(2) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	松本市 該当水域
生物A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	犀川(島々谷川合流点から奈良井川合流点まで) 奈良井川(今井橋より下流) 鎖川
生物特A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	犀川 (島々谷川合流点より上流)
生物B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	田川(水神橋より下流)
生物特B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

出典：環境省HP 別紙2 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

湖沼

ア

表 3.2.7-4(3) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	松本市 該当水域
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100 mL 以下	
A	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100 mL 以下	美鈴湖 (流出部)
B	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上		

出典：環境省HP 別紙2 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

※松本市該当水域は「平成27年度版 松本市の環境(平成26年度)」による。

ウ

表 3.2.7-4(4) 生活環境の保全に関する環境基準

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	松本市 該当水域
生物A	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	美鈴湖
生物特A	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

出典：環境省HP 別紙2 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)



b. 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2.7-5に示す。

表 3.2.7-5 地下水の水質汚濁に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：環境省HP 地下水の水質汚濁に係る環境基準について別紙および付表

c. 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2.7-6に示す。

表 3.2.7-6 土壌の汚染に関する環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること		
備考			
<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>			

出典：環境省HP 土壌の汚染に係る環境基準について 土壌環境基準別表

(3) 騒音に係る環境基準

a. 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は表 3.2.7-7(1)～(5)に掲げるとおりである。なお、「b. 長野県及び松本市における類型指定」のとおり、対象事業実施区域は地域の類型への当てはめがされていない。

表 3.2.7-7(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

出典：騒音に係る環境基準(改正 平成24年3月30日 環境庁告示第54号)

注：1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、表 3.2.7-7(2)に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、表 3.2.7-7(1)によらず表 3.3.7-7(2)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2.7-7(2) 騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

出典：騒音に係る環境基準(改正 平成24年3月30日 環境庁告示第54号)

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として表 3.2.7-7(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.2.7-7(3) 幹線道路を担う道路に近接した空間における騒音に係る環境基準

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

出典：騒音に係る環境基準(改正 平成24年3月30日 環境庁告示第54号)

ここで、幹線道路は、表3.2.7-7(4)に掲げるとおりであり、幹線交通を担う道路に近接する空間は、表 3.2.7-7(5)に掲げるとおりである。

表 3.2.7-7(4) 幹線交通を担う道路

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る)
(2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道にあって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に定める自動車専用道路

出典：騒音に係る環境基準の改正について(平成10年9月30日 環大企第257号)

表 3.2.7-7(5) 幹線交通を担う道路に近接する空間

(1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
(2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：騒音に係る環境基準の改正について(平成10年9月30日 環大企第257号)

b. 長野県及び松本市における類型指定

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域が長野県及び松本市において指定されている。

長野県においては、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定(平成11年3月25日 長野県告示第182号)」により、表 3.2.7-8(1)に騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域が指定される。松本市においては、「環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型及び地域の指定(平成24年3月8日 松本市告示第120号)」により、表 3.2.7-8(2)に騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域が指定される。

表3.2.7-7(1)、(2)によれば、対象事業実施区域周辺は類型を当てはめる地域に指定されていない。

表 3.2.7-8(1) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域 類型	町村	地域
A	北佐久郡軽井沢町	第一種低層住居専用地域
	諏訪郡下諏訪町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	諏訪郡富士見町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
	上伊那郡辰野町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	上高井郡小布施町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	上水内郡信濃町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域
B	北佐久郡軽井沢町	第一種住居地域 付表の北佐久郡軽井沢町の項の地域
	諏訪郡下諏訪町	第一種住居地域
	諏訪郡富士見町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の諏訪郡富士見町の項の地域
	上伊那郡辰野町	第一種住居地域 第二種住居地域 付表の上伊那郡辰野町1の項の地域
	東筑摩郡麻績村	付表の東筑摩郡麻績村1の項の地域
	東筑摩郡筑北村	付表の東筑摩郡筑北村1の項の地域
	上高井郡小布施町	第一種住居地域 準住居地域 付表の上高井郡小布施町の項の地域
上水内郡信濃町	第一種住居地域 付表の上水内郡信濃町1の項の地域	
C	北佐久郡軽井沢町	近隣商業地域
	諏訪郡下諏訪町	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	諏訪郡富士見町	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
	上伊那郡辰野町	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の上伊那郡辰野町2の項の地域
	東筑摩郡麻績村	付表の東筑摩郡麻績村2の項の地域
	東筑摩郡筑北村	付表の東筑摩郡筑北村2の項の地域
	上高井郡小布施町	近隣商業地域 準工業地域
	上水内郡信濃町	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の上水内郡信濃町2の項の地域

出典：騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(改正 平成24年3月12日 長野県告示第205号)

備考1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域をいう。

2 指定する地域の類型及び地域の図面は、長野県環境部水大気環境課及び関係町村役場において、一般の縦覧に供する。(付表は省略)

表 3.2.7-8(2) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	A	B	C																														
地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び付表の1の項の地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び付表の2の項の地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域																														
<p>備考</p> <p>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 指定する地域の類型及び地域の図面は、松本市環境部環境保全課において、一般の縦覧に供する。</p>																																	
<p>付表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="11">1</td> <td>ア</td> <td>大字島内の一部</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>大字島立の一部</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>大字新村の一部</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>大字和田の一部</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>大字神林の一部</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>大字笹賀の一部</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>寿南の一部</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>大字寿小赤の一部</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>村井町南の一部</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>梓川上野の一部</td> </tr> <tr> <td>サ</td> <td>梓川梓の一部</td> </tr> <tr> <td>シ</td> <td>梓川倭の一部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>ア</td> <td>梓川梓の一部</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>梓川倭の一部</td> </tr> </tbody> </table>				1	ア	大字島内の一部	イ	大字島立の一部	ウ	大字新村の一部	エ	大字和田の一部	オ	大字神林の一部	カ	大字笹賀の一部	キ	寿南の一部	ク	大字寿小赤の一部	ケ	村井町南の一部	コ	梓川上野の一部	サ	梓川梓の一部	シ	梓川倭の一部	2	ア	梓川梓の一部	イ	梓川倭の一部
1	ア	大字島内の一部																															
	イ	大字島立の一部																															
	ウ	大字新村の一部																															
	エ	大字和田の一部																															
	オ	大字神林の一部																															
	カ	大字笹賀の一部																															
	キ	寿南の一部																															
	ク	大字寿小赤の一部																															
	ケ	村井町南の一部																															
	コ	梓川上野の一部																															
	サ	梓川梓の一部																															
シ	梓川倭の一部																																
2	ア	梓川梓の一部																															
	イ	梓川倭の一部																															

出典：騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定(改正 平成24年3月8日 松本市告示第120号)

### 3.2.7.2 騒音規制地域の指定状況及び規制基準

#### (1) 騒音規制法による建設作業騒音に係る規制

「騒音規制法(昭和43年法律第98号)」、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号)」、「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和50年2月27日長野県告示第97号)」及び「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月1日松本市告示第371号)」による特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準を表3.2.7-9(1)～(7)に掲げる。

対象事業の実施にあたっては、表3.2.7-9(1)に示される特定建設作業、表3.2.7-9(4)に示される特定施設には該当しない。

表3.2.7-9(1) 特定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。), くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては, 1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて, その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き, 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

出典：騒音規制法施行令(昭和43年11月27日政令第324号)

表3.2.7-9(2) 特定建設作業に係る騒音の規制基準

基準値	①②特定建設作業の騒音が, 特定建設作業の場所の敷地の境界線において85デシベルを超える大きさのものでないこと
作業時刻	①午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと ②午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	①1日10時間を超えないこと ②1日14時間を超えないこと
作業期間	①②連続6日を超えないこと
作業日	①②日曜その他の休日でないこと

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号)

注：地域の区分においては①は第1種区域, ②それ以外の区域を示す。

表3.2.7-9(3) ①第1種区域及び②それ以外の区域

①第1種区域	イ 良好な住居の環境を保全するため, 特に静穏の保持を必要とする区域であること。 ロ 住居の用に供されているため, 静穏の保持を必要とする区域であること。 ハ 住居の用に併せて商業, 工業等の用に供されている区域であつて, 相当数の住居が集合しているため, 騒音の発生を防止する必要がある区域であること。 ニ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校, 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所, 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの, 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。
②それ以外の区域	指定された区域のうち第1種区域以外の区域

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号)

表 3.2.7-9(4) 騒音規制法第2条第1項で定める特定施設(長野県)

1	金属加工機械	イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。) ヘ セン断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25kW上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	

出典：長野県 HP 騒音規制法の概要(長野県環境部水大気環境課)



表 3.2.7-9(5) 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（長野県）

左欄	右欄			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
諏訪郡下諏訪町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	—
上伊那郡辰野町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 付表の上伊那郡辰野町の項の1の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の上伊那郡辰野町の項の2及び3の地域	工業地域(第3種区域に含まれる地域を除く。)
東筑摩郡麻績村	—	付表の東筑摩郡麻績村の項の1の地域	付表の東筑摩郡麻績村の項の2の地域	—
東筑摩郡筑北村	付表の東筑摩郡筑北村の項の1の地域	付表の東筑摩郡筑北村の項の2の地域	付表の東筑摩郡筑北村の項の3の地域	—
埴科郡坂城町	第一種低層住居専用地域 付表の埴科郡坂城町の項の1の地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の埴科郡坂城町の項の2の地域	近隣商業地域 準工業地域 付表の埴科郡坂城町の項の3の地域	工業地域
上高井郡小布施町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表の上高井郡小布施町の項の1の地域	近隣商業地域 準工業地域	—
下高井郡山ノ内町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	商業地域	—

出典：騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和50年2月27日長野県告示第97号)

注1：付表は省略した。

注2：ここで、表3.2.7-9(2)及び表3.2.7-9(3)に掲げた①第1種地域は、表3.2.7-9(4)中の第1種区域及び第2種区域を指し、②その他の地域は、表3.2.7-9(4)中の第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内を指す。

表 3.2.7-9(6) 特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（松本市）

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の1の項の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の2の項の地域	工業地域

付表

1	四賀区域のうち、次に掲げる地域
	ア 五常字見上、字山岸、字家添、字堂カイト、字久保、字八王子、字清左屋敷畑、字小屋沢、字舟久保、字小洞、字宮ノ脇、字西ノ入、字巾上、字中下、字法音寺、字サカヤ、字万水、字中村、字本宅、字西、字タタヲシ、字上新屋、字車屋、字糸登小沢、字タンボ、字西街道、字古屋、字大上、字猪畑、字山田屋、字芳ヶ沢、字日影、字家前、字横道、字大日、字境尾、字沢畑、字扇子、字新屋、字五輪平、字勝負沢、字筒畑、字鍋山、字大下、字峯、字家裏、字原、字家ノ上、字家下、字日向畑、字丸田、字道下、字横マクリ、字家上、字北裏、字滝沢、字釜蓋、字相沢、字宮ノ上、字高札裏、字木戸、字中木戸、字ヤノ沢、字大ノ田、字市田、字上畑、字宮下、字西畑、字ハセ板、字ヒヘ田、字塚田、字楼口、字大木戸、字芝原、字沢口、字む世板、字倉掛、字宮ノ越、字呂口、字庚申原、字リュウゴ田、字麻生、字スケノクボ、字寺島、字入ノ沢、字日向、字峪下、字道下、字十二、字子ノ神、字赤木平、字片山、字矢ノ沢、字方路木、字中尾、字妻神及び字生龍の各一部
	イ 穴沢、字池端、字屋敷前、字カヤノ木、字南入、字八幡沢、字屋敷畑、字後ノ宮、字中村、字クルミ畑、字中竹ノ地、字辻、字中木戸、字中はデ、字石原、字大シモ、字山ノ根、字日記、字日影崎、字小グルミ、字竹ノ地、字川向ふ、字上竹ノ地、字宮ノ前、字クコシリ、字清水、字屋敷下、字中畑、字宇祢及び字寺前の各一部
	ウ 取出字敷添、字タテ、字板場下、字山越、字スミ畑、字川原田、字浦の山、字屋敷、字向山、字柳平、字トウマン原、字沢、字北島、字水突、字北畑、字反り畑、字前田、字御蔵敷、字マミ峠、字シャウブ沢、字深町、字山岸、字橋場田、字山添、字柳田、字家ノ前、字原畑、字巾下、字田中田、字道川原、字巾崎、字原外し、字サガリ、字道添、字外畑、字市古畑、字形田、字寺上、字北裏、字欠下川原、字クジ免、字コツ原、字合併、字初屋、字ノコアラヒ、字塚田、字山ノ下、字林下、字道上、字大久保、字巾、字前田之上、字シブ畑、字原及び字原山岸の各一部
	エ 反町字反町並びに字松原、字林畔、字寺屋敷、字若林、字道下、字元屋敷、字原畑、字山田、字畑、字街道下、字巾元、字ヲモ田、字狐窪、字戸崎、字向原、字窪畑、字奥畑、字大畑及び字川窪の各一部
	オ 刈谷原町字刈谷原町並びに字上ノ原、字荒屋、字窪、字若宮、字町裏、字大洞、字町上、字清水久保、字反町、字狐窪、字矢室、字町下、字オノ神、字山ノ神、字小坂及び字石原の各一部
	カ 七嵐字畔高、字清水田道下、字矢室、字清水田道上、字権現、字仁川、字向山、字山ノ根、字反畑、字反町畔下、字反町、字うちくね、字大カミ及び字城下の各一部
	キ 会田字中舎、字前畑、字沢、字寺下、字馬場田、字大門、字道下、字上手、字道上、字車屋、字下宿、字久保、字大道、字雁年、字斉田原、字馬場、字宮川端、字宮脇、字細原、字オノ神、字岩井堂、字永井原、字小沢、字小沢原、字家裏、字上宿、字舟ノ神、字クボ田、字相ノ田、字穴沢、字取出山、字知見寺、字日影鳥ノ田、字嶋ノ田及び字前田の各一部
	ク 中川字宮ハキ、字東原、字道添、字ナニ原、字ケミ、字オノ神、字岩淵、字坂下、字マイ畑、字前畑、字屋敷添、字家裏、字カハラ、字井沢、字ワケハタ、字屋敷、字アセタ、字中原、字仏屋敷、字シモタ、字横マクリ、字狐ヤシキ、字ワデ、字中シマ、字アイヨシ、字ラントヲ、字竹原、字池ハタ、字中ハタ、字タハタ、字立石、字寺屋敷、字土沢、字道添、字下原、字熊ノ久保、字半ナヤシキ、字堀尻及び字クネゾイの各一部
2	四賀区域のうち、次に掲げる地域
	ア 会田字裏ノ田、字クボ田並びに字大門、字殿ムラ及び字備前原の各一部
	イ 中川字足乗口、字小岩井口、字日向、字中嶋、字藤九郎及び字仏ヤシキ

出典：騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月1日松本市告示第371号)

注1：ここで、表 3.2.7-9(2)及び表 3.2.7-9(3)に掲げた①第1種地域は、表 3.2.7-9(5)中の第1種区域及び第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内を指し、「第1号区域」と称し、②その他の地域は、第1号区域以外の第3種区域及び第4種区域を指し、「第2号区域」と称す。

表 3.2.7-9(7) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(松本市)

規制区域等 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ (敷地 境界)	作業ができない 時間		1日における 作業時間		同一場所 における作業期間		日曜日 休日 における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
くい打機等を使用 する作業	85dB	19時～ 翌7時	22時～ 翌6時	10時 間を超 えない こと	14時 間を超 えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
びょう打機を使用 する作業								
さく岩機を使用す る作業								
空気圧縮機を使用 する作業								
コンクリートプラント又はア スファルトプラントを設け て行う作業								
バックホウ、トラクターショベ ル、フルドーザーを使用 する作業								

出典：騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月1日松本市告示第371号)

(2) 松本市公害防止条例による建設作業騒音に係る規制

建設作業に伴って発生する騒音は、騒音規制法以外に「松本市公害防止条例(昭和47年3月18日松本市条例第24号)」によって表 3.2.7-9(8)～表 3.2.7-9(11)に掲げるとおり規制がなされている。

対象事業の実施にあたっては、表 3.2.7-9(8)に示される指定事業、表 3.2.7-9(9)に示される特定施設の設置は行わないため、松本市公害防止条例による建設作業騒音、特定施設から発生する騒音に係わる規制に該当しない。

表 3.2.7-9(8) 建設騒音に係る指定事業(松本市公害防止条例)

作業番号	作業内容
1	ア くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) イ さく井機を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)

出典：松本市公害防止条例施行規則(昭和47年12月28日松本市規則第34号)

備考

- 騒音規制法第3条第1項の規定により、指定された区域内で行われる同法第2条第3項の規定による特定建設作業(表 3.2.7-9(1)に掲げた特定建設作業)を除く。
- 建設作業が作業を開始した日に終るものを除く。

表3.2.7-9(9) 騒音規制法第2条第1項で定める特定施設(松本市)

No.	用途	施設等の名称	規模又は性能
1	金属製品加工の用に供するもの	ア 圧延機械	すべてのもの
		イ 製管機械	すべてのもの
		ウ ベンディングマシン(ロール式のもの)	すべてのもの
		オ 機械プレス	すべてのもの
		カ せん断機	すべてのもの
		キ 鍛造機	すべてのもの
		ク ワイヤーフオーミングマシン	すべてのもの
		ケ プラスト(タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く)	すべてのもの
		コ タンブラー	すべてのもの
		サ 高速切断機	すべてのもの
		シ 金属研磨機(工具用研磨機を除く)	すべてのもの
		ス 旋盤	すべてのもの
2	空気の圧縮及び送排風の用に供するもの	ア 空気圧縮機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		イ 送風機及び排風機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
3	土石鈷物の処理の用に供するもの	ア 破碎機	すべてのもの
		イ 摩砕機	すべてのもの
		ウ ふるい	すべてのもの
		エ 分級機	すべてのもの
		オ 石材引割機	すべてのもの
4	繊維製品製造及び加工の用に供するもの	ア 織機(原動機を用いるものに限る。)	すべてのもの
		イ 工業用動力ミシン	3 台以上使用するもの
5	建設用資材製造の用に供するもの	ア コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のもの
		イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	穀物の製粉の用に供するもの	製粉機(ロール式のもの)	すべてのもの
7	木材加工の用に供するもの	ア ドラムバーカー	すべてのもの
		イ チツパー	すべてのもの
		ウ 碎木機	すべてのもの
		エ 帯のご盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		オ 丸のご盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		カ かんな盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
8	製紙及び紙製品加工の用に供するもの	ア 抄紙機	すべてのもの
		イ 紙工機械	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
9	印刷の用に供するもの	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	すべてのもの
10	合成樹脂加工の用に供するもの	合成樹脂成形機	すべてのもの
11	鋳造型の用に供するもの	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	すべてのもの
12	重量物の運搬及び移動の用に供するもの	ア 天井走行クレーン	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		イ 門型走行クレーン	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
13	運動及び娯楽の用に供するもの	ポーリング場	すべてのもの
14	冷房及び冷凍の用に供するもの	ア クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		イ 冷凍機(冷房に用いるものを除く。)	原動機の定格出力が 3kW 以上のもの
15	商業用宣伝の用に供するもの	ア 定置式拡声機(建築物内に設置するものを除く。)	すべてのもの
		イ 航空機搭載拡声機	すべてのもの
16	鳥類威嚇の用に供するもの	爆音機	すべてのもの
備考 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第6条第1項の規定により、指定された区域内で行う同法第2条第1項の規定による特定施設を除く。			

出典：松本市公害防止条例施行規則(昭和47年12月28日松本市規則第34号)

表3.2.7-9(10) 建設騒音に係る指定事業に関する規制基準(松本市公害防止条例)

規制区域等 作業番号	騒音の大きさ (建設作業の場 所の敷地境界 から 30m の地 点)	作業ができない 時間		1 日における 作業時間		同一場所に おける作業期間		日曜日 休日における 作業
		第 1 号 区域	第 2 号 区域	第 1 号 区域	第 2 号 区域	第 1 号 区域	第 2 号 区域	
1	85dB	19 時～ 翌 7 時	22 時 ～翌 6 時	10 時 間を超 えない こと	14 時 間を超 えない こと	連続して 6 日を 超えないこと		禁止
2	80dB					75dB	21 時～ 翌 6 時	
3								
4								
5								

出典：松本市公害防止条例施行規則(昭和47年12月28日松本市規則第34号)

表3.2.7-9(11) 建設騒音に係る指定事業に関する指定区域

指定区域	
第1号区域	第1種区域(第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域), 第2種区域(第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域), 第3種区域(近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域), 第4種区域(工業地域), その他の区域(工業専用地域及び第1種区域から第4種区域までを除く区域)のうち, 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校, 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条の規定による保育所, 医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項の規定による病院及び同条第2項の規定による診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの, 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項の規定による図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号の規定による特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域
第2号区域	第1号区域以外の区域

出典：松本市公害防止条例施行規則(昭和47年12月28日松本市規則第34号)

(2) 騒音規制法による道路交通騒音に係る規制

「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)」, 「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)」, 「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和 50 年 2 月 27 日長野県告示第 97 号)」及び「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成 12 年 11 月 1 日松本市告示第 371 号)」による道路交通騒音に関する指定地域及び規制基準を表 3.2.7-9(12)～(15)に掲げる。

対象事業実施区域は長野県, 松本市において, 「指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の規定により知事(市長)が定める区域」に指定されていない。

表 3.2.7-9(12) 指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～翌 6 時
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
備考			
1 車線とは, 一縦列の自動車(二輪のものを除く。)が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。			
2 幹線交通を担う道路とは, 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条 に規定する高速自動車国道, 一般国道, 都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては四車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 法律第 183 号)第 2 条第 8 項 に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号 に規定する自動車専用道路をいう。			
3 幹線交通を担う道路に近接する区域とは, 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル, 二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。			

注

a 区域, b 区域及び c 区域とは, それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については, 市長)が定めた区域をいう。

1 a 区域 専ら住居の用に供される区域

2 b 区域 主として住居の用に供される区域

3 c 区域 相当数の住居と併せて商業, 工業等の用に供される区域

出典：騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)

この場合において「幹線交通を担う道路に近接する区域」については, 表 3.2.7-9(10)にかかわらず, 特例として表 3.2.7-9(11)のとおりとする。

表 3.2.7-9(13) 幹線交通を担う道路に近接する区域

昼間 6時～22時	夜間 22時～翌6時
75dB	70dB

出典：騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)

表 3.2.7-9(14) 指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の規定により知事が定める区域(長野県)

左欄	右欄		
	a 区域	b 区域	c 区域
諏訪郡下諏訪町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
上伊那郡辰野町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の上伊那郡辰野町の項の1の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の上伊那郡辰野町の項の2の地域
東筑摩郡麻績村	—	付表の東筑摩郡麻績村の項の1の地域	付表の東筑摩郡麻績村の項の2の地域
東筑摩郡筑北村	—	付表の東筑摩郡筑北村の項の1の地域	付表の東筑摩郡筑北村の項の2の地域
埴科郡坂城町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の埴科郡坂城町の項の1の地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の埴科郡坂城町の項の2の地域	近隣商業地域 準工業地域 工業地域 付表の埴科郡坂城町の項の3の地域
上高井郡小布施町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 準住居地域 付表の上高井郡小布施町の項の1の地域	近隣商業地域 準工業地域
下高井郡山ノ内町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	商業地域

出典：騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和50年2月27日長野県告示第97号)

注：付表は省略

表 3.2.7-9(15) 指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の規定により市長が定める区域(松本市)

a 地域	b 地域	c 地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 付表の1の項の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の2の項の地域
付表		
1	四賀区域のうち、次に掲げる地域	
	ア 反町の一部	
	イ 刈谷原町の一部	
	ウ 七嵐の一部	
	エ 中川の一部	
	オ 穴沢の一部	
	カ 取出の一部	
	キ 会田の一部	
	ク 五常の一部	
2	四賀区うち、次に掲げる地域	
	ア 会田の一部	
	イ 中川の一部	

出典：騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月1日松本市告示第371号)



3.2.7.3 振動規制地域の指定状況及び規制基準

(1) 振動規制法による建設作業振動に係る規制

「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)」に基づく特定建設作業の規制に関する基準を表 3.2.7-10(1)～(9)に掲げる。

対象事業の実施にあたっては、表 3.2.7-10(1)に示される特定建設作業、表 3.2.7-10(6)に示される特定工場に該当しない。

表 3.2.7-10(1) 特定建設作業

特定建設作業	
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。 )を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。 )
4	ブレーカー(手持式のものを除く。 )を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。 )

出典：振動規制法施行令(昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号)

表 3.2.7-10(2) 特定建設作業に係る振動規制

特定建設作業に係る振動規制	
1	特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
2	特定建設作業の振動が、付表の第一号に掲げる区域にあつては 19 時から翌日の 7 時までの時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては 22 時から翌日の 6 時までの時間において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

出典：振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)

表 3.2.7-10(3) ①第 1 種区域及び②それ以外の区域

①第 1 種区域
イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
ニ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。
②それ以外の区域
指定された区域のうち第 1 種区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)

表 3.2.7-10(4) 振動規制法に基づく規制地域(長野県)

規制地域	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
諏訪郡下諏訪町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
上伊那郡辰野町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

	第一種住居地域 第二種住居地域	
上高井郡小布施町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表の上高井郡小布施町の項の1の地域	近隣商業地域 準工業地域
(付表) 上高井郡小布施町の地域のうち、大字小布施、大字福原、大字大島、大字飯田、大字山王島、大字北岡、大字押羽、大字都住、大字中松及び大字雁田の各一部		
第1号区域：第1種区域及び第2種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内		
第2号区域：第2種区域のうち、上記以外の区域		

出典：振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和52年12月26日長野県告示第683号)

表 3.2.7-10(5) 特定建設作業に係る振動規制基準(長野県)

振動の大きさ	作業ができない時間 (夜間)		1日における作業時間		同一場所 における 作業時間	日曜日、 休日 における作 業
	第1号区 域	第2号区 域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の場所 の敷地の境界線にお いて75デシベルを 超える大きさのも でないこと。	19時～ 翌7時	22時～ 翌6時	10時間を超 えないこ と。	14時間を超 えないこ と。	連続して 6日を超 えないこ と。	禁止

出典：振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和52年12月26日長野県告示第683号)

表 3.2.7-10(6) 振動規制法第2条第1項で定める特定施設(長野県)

1	金属加工機械	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス ヘ セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
9	印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	

出典：長野県 HP 振動規制法の概要(長野県環境部水大気環境課)

表 3.2.7-10(7) 振動規制法に基づく規制地域(松本市)

区域の区分	
第1種区域	第2種区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
第1号区域：第1種区域,第2種区域のうち,学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校,児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所,医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの,図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内 第2号区域：上記以外の第2種区域	

出典：振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月01日松本市告示第372号)

表 3.2.7-10(8) 特定建設作業に係る振動規制基準(松本市)

振動の大きさ	作業ができない時間 (夜間)		1日における作業時間		同一場所 における 作業時間	日曜日,休日 における作 業
	第1号区 域	第2号区 域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の 場所の敷地の境 界線において75 デシベルを超え る大きさのもの でないこと。	19時～ 翌7時	22時～ 翌6時	10時間を超 えないこ と。	14時間を超 えないこ と。	連続して 6日を超 えないこ と	禁止

出典：振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月01日松本市告示第372号)

表3. 2. 7-10(9) 振動規制法第2条第1項で定める特定施設(松本市)

No.	用途	施設等の名称	規模又は性能
1	金属製品加工の用に供するもの	ア 圧延機械	すべてのもの
		イ 製管機械	すべてのもの
		ウ ベンディングマシン(ロール式のもの)	すべてのもの
		オ 機械プレス	すべてのもの
		カ せん断機	すべてのもの
		キ 鍛造機	すべてのもの
		ク ワイヤーフオーミングマシン	すべてのもの
		ケ プラスト(タンブラスト以外のもので密閉式のものを除く)	すべてのもの
		コ タンブラー	すべてのもの
		サ 高速切断機	すべてのもの
		シ 金属研磨機(工具用研磨機を除く)	すべてのもの
		ス 旋盤	すべてのもの
2	空気の圧縮及び送排風の用に供するもの	ア 空気圧縮機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		イ 送風機及び排風機	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
3	土石鉱物の処理の用に供するもの	ア 破碎機	すべてのもの
		イ 摩砕機	すべてのもの
		ウ ふるい	すべてのもの
		エ 分級機	すべてのもの
		オ 石材引割機	すべてのもの
4	繊維製品製造及び加工の用に供するもの	ア 織機(原動機を用いるものに限る。)	すべてのもの
		イ 工業用動力ミシン	3 台以上使用するもの
5	建設用資材製造の用に供するもの	ア コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)	混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のもの
		イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	穀物の製粉の用に供するもの	製粉機(ロール式のもの)	すべてのもの
7	木材加工の用に供するもの	ア ドラムバーカー	すべてのもの
		イ チツパー	すべてのもの
		ウ 碎木機	すべてのもの
		エ 帯のご盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		オ 丸のご盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		カ かんな盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
8	製紙及び紙製品加工の用に供するもの	ア 抄紙機	すべてのもの
		イ 紙工機械	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
9	印刷の用に供するもの	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	すべてのもの
10	合成樹脂加工の用に供するもの	合成樹脂成形機	すべてのもの
11	鋳造型の用に供するもの	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	すべてのもの
12	重量物の運搬及び移動の用に供するもの	ア 天井走行クレーン	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		イ 門型走行クレーン	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
13	運動及び娯楽の用に供するもの	ポーリング場	すべてのもの
14	冷房及び冷凍の用に供するもの	ア クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
		イ 冷凍機(冷房に用いるものを除く。)	原動機の定格出力が 3kW 以上のもの
15	商業用宣伝の用に供するもの	ア 定置式拡声機(建築物内に設置するものを除く。)	すべてのもの
		イ 航空機搭載拡声機	すべてのもの
16	鳥類威嚇の用に供するもの	爆音機	すべてのもの
備考 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 6 条第 1 項の規定により、指定された区域内で行う同法第 2 条第 1 項の規定による特定施設を除く。			

出典：松本市公害防止条例施行規則(昭和 47 年 12 月 28 日松本市規則第 34 号)

(2) 振動規制法による道路交通振動に係る規制

道路交通振動の限度として、「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)」、「振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号)」及び「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成 12 年 11 月 1 日松本市告示第 372 号)」に基づく道路交通振動の限度を表 3.2.7-10(10)～(14)に掲げる。

対象事業実施区域は長野県、松本市で「振動規制法に基づく規制地域」に指定されていない。

表 3.2.7-10(10) 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

出典：振動規制法施行規則(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)

ただし、都道府県知事(市の区域内の区域に係る限度については、市長)、道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより、学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

表 3.2.7-10(11) 振動規制法に基づく規制地域(長野県)

規制地域	区域の区分	
	第 1 種区域	第 2 種区域
諏訪郡下諏訪町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
上伊那郡辰野町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
上高井郡小布施町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表の上高井郡小布施町の項の 1 の地域	近隣商業地域 準工業地域
(付表) 上高井郡小布施町の地域のうち、大字小布施、大字福原、大字大島、大字飯田、大字山王島、大字北岡、大字押羽、大字都住、大字中松及び大字雁田の各一部		

出典：振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号)

表 3.2.7-10(12) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度(長野県)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(7 時～19 時)	夜間(19 時～翌 7 時)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB
(備考) 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ表 3.2.7-10(11)の右欄に掲げる区域をいう。 2 1 種区域及び第 2 種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。		

出典：振動規制法に基づく規制地域の指定(昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号)

表 3.2.7-10(13) 振動規制法に基づく規制地域(松本市)

区域の区分	
第1種区域	第2種区域
第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
第二種低層住居専用地域	商業地域
第一種中高層住居専用地域	準工業地域
第二種中高層住居専用地域	工業地域
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	

出典：振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月01日松本市告示第372号)

表 3.2.7-10(14) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度(松本市)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(7時～19時)	夜間(19時～翌7時)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB
(備考)		
1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ表3.2.7-10(13)に掲げる区域をいう。		
2 第1種区域及び第2種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げる基準値から5デシベルを減じた値とする。		

出典：振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等(平成12年11月01日松本市告示第372号)

3.2.7.4 悪臭規制地域の指定状況及び規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準及び悪臭規制地域の指定を表 3.2.7-11(1)、(2)に示す。対象事業実施区域周辺は、規制地域に指定されている。

表 3.2.7-11(1)悪臭防止法に基づく規制基準

地域区分	敷地境界線	気体排出口(煙突、換気扇等)				排出水
		排出口の実高さが 15m未満			排出口の実高さが 15m以上	
		排出口の口径が 0.6m 未満	排出口の口径が 0.6m 以上 0.9m 未満	排出口の口径が 0.9m 以上		
第 1 地域	臭気指数 12	臭気指数 28	臭気指数 23	臭気指数 20	排出ガスの臭気排出強度※	臭気指数 28
第 2 地域	臭気指数 15	臭気指数 31	臭気指数 26	臭気指数 23		臭気指数 31
第 3 地域	臭気指数 18	臭気指数 34	臭気指数 29	臭気指数 26		臭気指数 34

※気体排出口高さが 15m 以上の場合には、排出口から排出された空気が地表に着地したときに、敷地境界線上の規制基準に適合するように大気拡散式を用いて該当工場又は事業場毎に算出します。

出典：悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準(松本市 平成 15 年 3 月 1 日 告示第 51 号)

表 3.2.7-11(2)悪臭防止法に基づく規制地域

区 分	地 域
第 1 地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第 2 地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域として定められていない地域(市街化調整区域及び都市計画区域外の区域)並びに工業地域及び工業専用地域のうち、第 1 地域に接する場合にあっては、その境界線からの水平距離が 50m までの地域
第 3 地域	第 2 地域に掲げる以外の工業地域及び工業専用地域
(備考)	
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域をいい、用途地域として定められていない地域とは、同号の規定による用途地域の定めのない地域をいう。	
2 規制する地域の図面は、松本市環境部環境保全課において、一般の縦覧に供するものとする。	

出典：悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準(松本市 平成 15 年 3 月 1 日 告示第 51 号)



3.2.7.5 水質汚濁防止法に基づく排水基準

対象事業の実施にあたっては、水質汚濁防止法によって規制される。水質汚濁防止法に基づく排水基準を表 3.2.7-12 に示す。

表 3.2.7-12 排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機リン化合物(パラチオン,メチルパラチオン,メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの :10 mg B/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの :8 mg F/L
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの,亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考 1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。			

出典：排水基準を定める省令(改正 平成28年6月16日 環境省令第15号)

### 3.2.7.6 自然環境保全地域の指定状況

対象事業実施区域周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域はない。「長野県自然環境保全条例(昭和 46 年長野県条例第 35 号)」に基づいて、表 3.2.7-13、図 3.2.7-1(1)、(2)に示す、郷土環境保全地域が指定されている。

表 3.2.7-13 郷土環境保全地域

地域名	関係市町村	面積 (ha)	指定年月日	指定理由
清水寺	山形村	78.00	平成 11 年 1 月 14 日	郷土的・歴史的

出典：長野県ホームページ「郷土環境保全地域指定状況一覧表」（長野県環境部自然保護課）

### 3.2.7.7 自然公園の指定状況

近傍には中部山岳国立公園があるが、対象事業実施区域周辺には、自然公園法、長野県自然公園条例に基づく自然公園はない。

### 3.2.7.8 鳥獣保護区、特別保護地区の指定状況

対象事業実施区域周辺に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区、特別保護区を図 3.2.7-2(1)、(2)及び表 3.2.7-14 に示す。

表 3.2.7-14 鳥獣保護区、特別保護区

指定区分	名称	設定区分	所在地	面積(ha)	期限
鳥獣保護区	奈川	県	松本市	3,265	H36.10.31
	波田黒川	県	松本市	1,252	H37.10.31

### 3.2.7.9 水道水源保全地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区の指定はない。

### 3.2.7.10 水資源保全地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地区の指定状況はない。

### 3.2.7.11 保安林の指定状況

対象事業実施区域周辺における森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林、国有林野法（昭和 26 年法律第 246 号）に基づく保安林の指定状況は図 3.2.7-3(1)、(2)に示すとおりである。

### 3.2.7.12 国有林の状況

対象事業実施区域周辺における国有林野法（昭和 26 年法律第 246 号）に基づく国有林の指定状況は、図 3.2.7-4(1)、(2)に示すとおりである。

### 3.2.7.13 国民保養温泉地の状況

対象事業実施区域周辺における温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）に基づく国民温泉保養地はない。

### 3.2.7.14 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

対象事業実施区域周辺における急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.2.7-5(1)、(2)に示すとおりである。

### 3.2.7.15 砂防指定地の指定状況

対象事業実施区域周辺における砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定状況は、図 3.2.7-6(1)、(2)に示すとおりである。

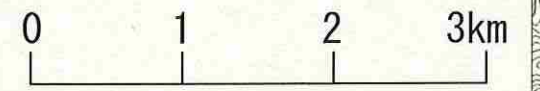
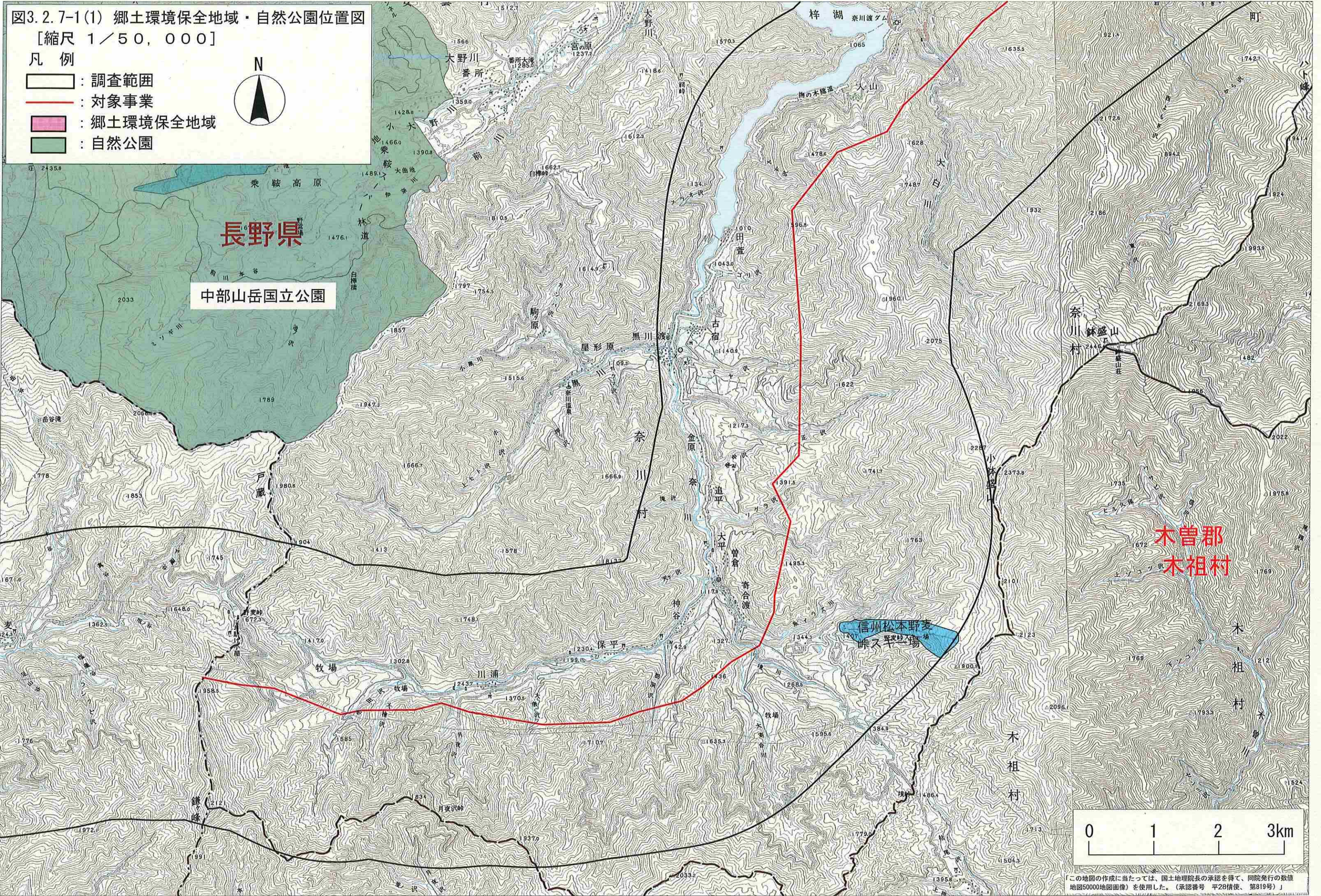
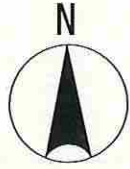


図3.2.7-1(1) 郷土環境保全地域・自然公園位置図

[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 郷土環境保全地域
- : 自然公園



この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)

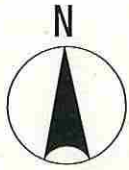


図3.2.7-1(2) 郷土環境保全地域・自然公園位置図

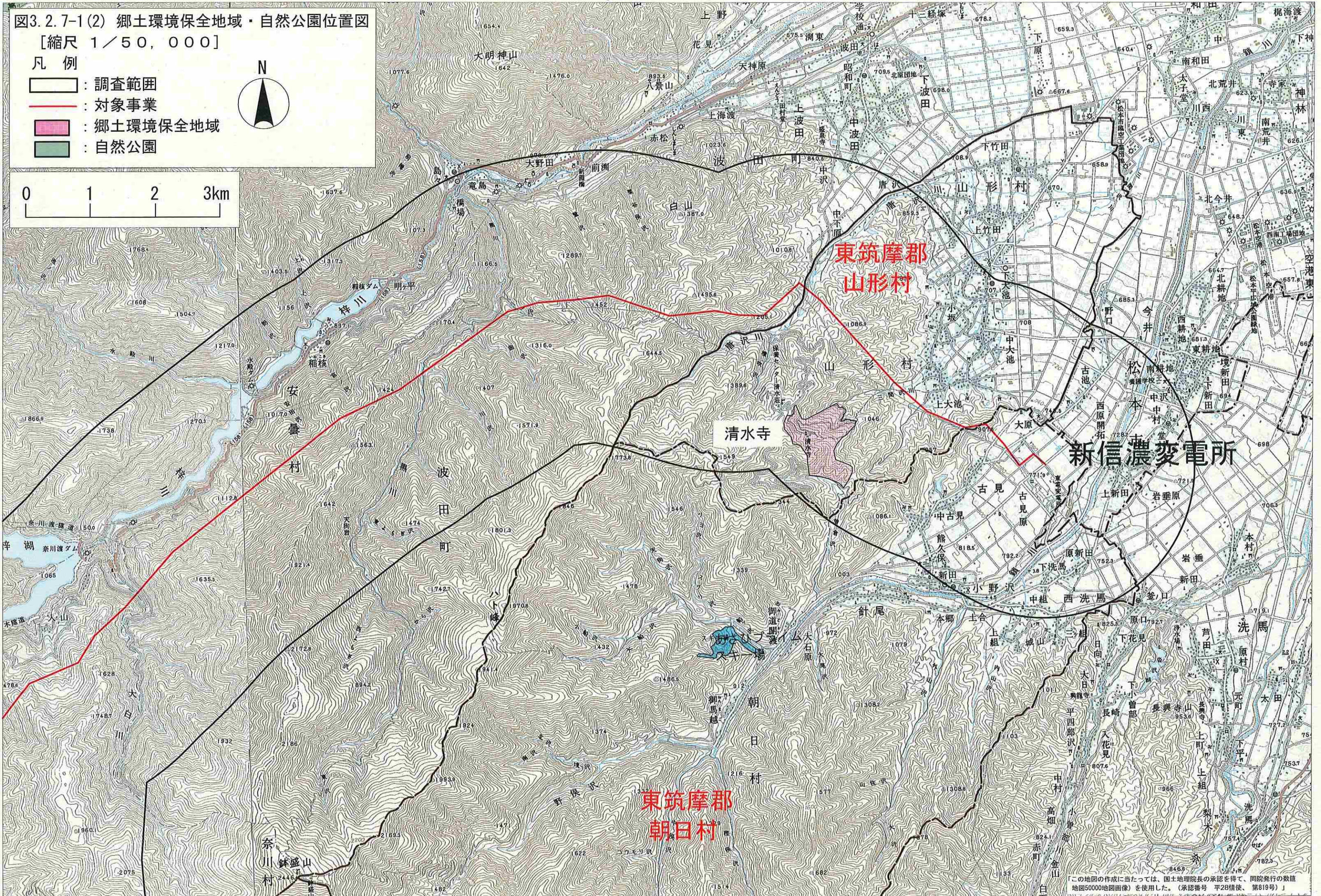
[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 郷土環境保全地域
- : 自然公園



0 1 2 3km



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)

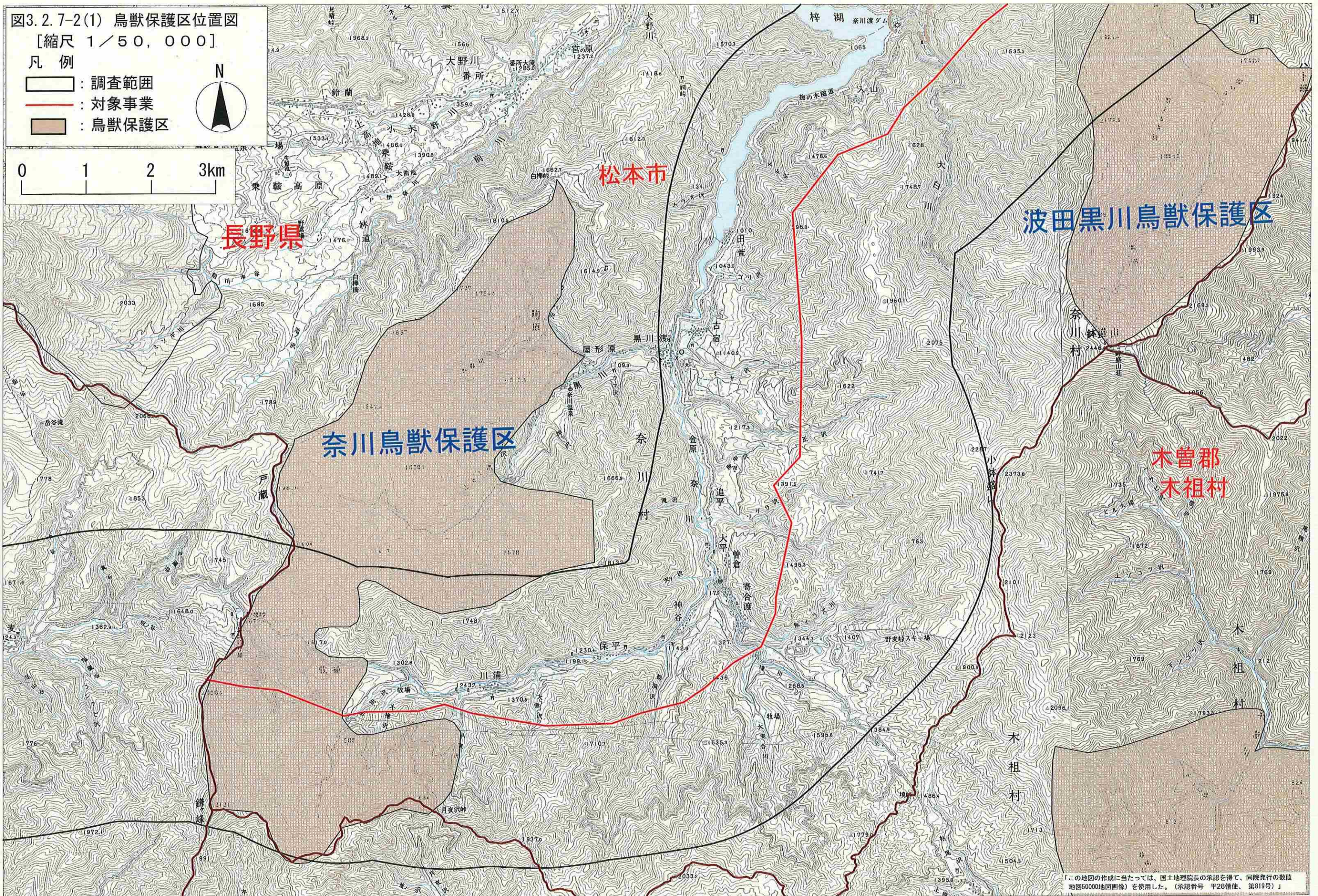
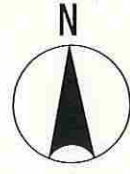


図3.2.7-2(1) 鳥獣保護区位置図

[縮尺 1/50,000]

凡例

- 調査範囲
- 対象事業
- 鳥獣保護区



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)」



図3.2.7-2(2) 鳥獣保護区位置図

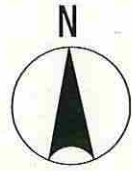
[縮尺 1/50,000]

凡例

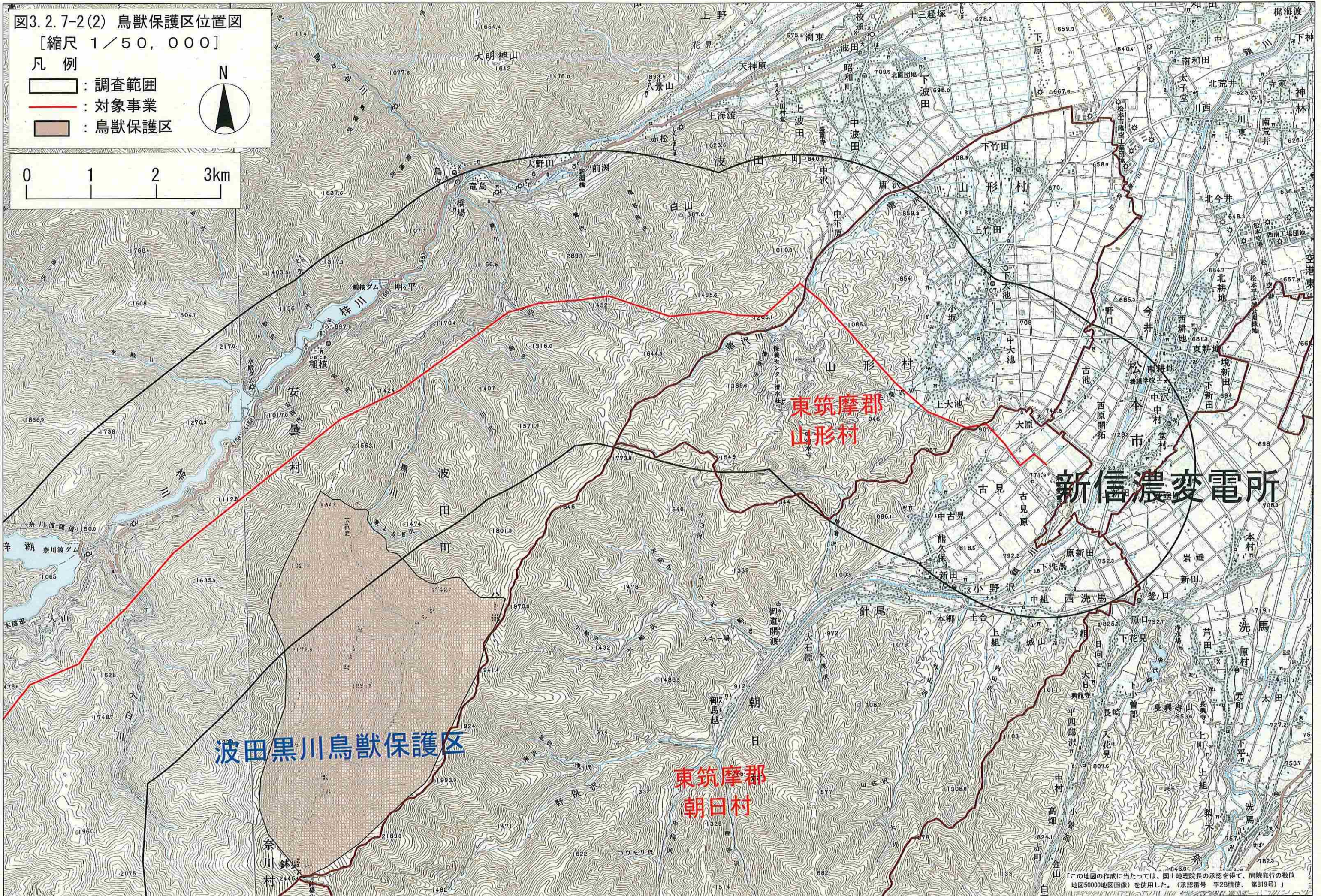
□ : 調査範囲

— : 対象事業

■ : 鳥獣保護区



0 1 2 3km



波田黒川鳥獣保護区

東筑摩郡  
山形村

東筑摩郡  
朝日村

新信濃変電所

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使 第819号)

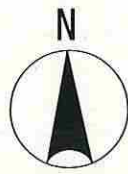


図3.2.7-3(1) 保安林位置図

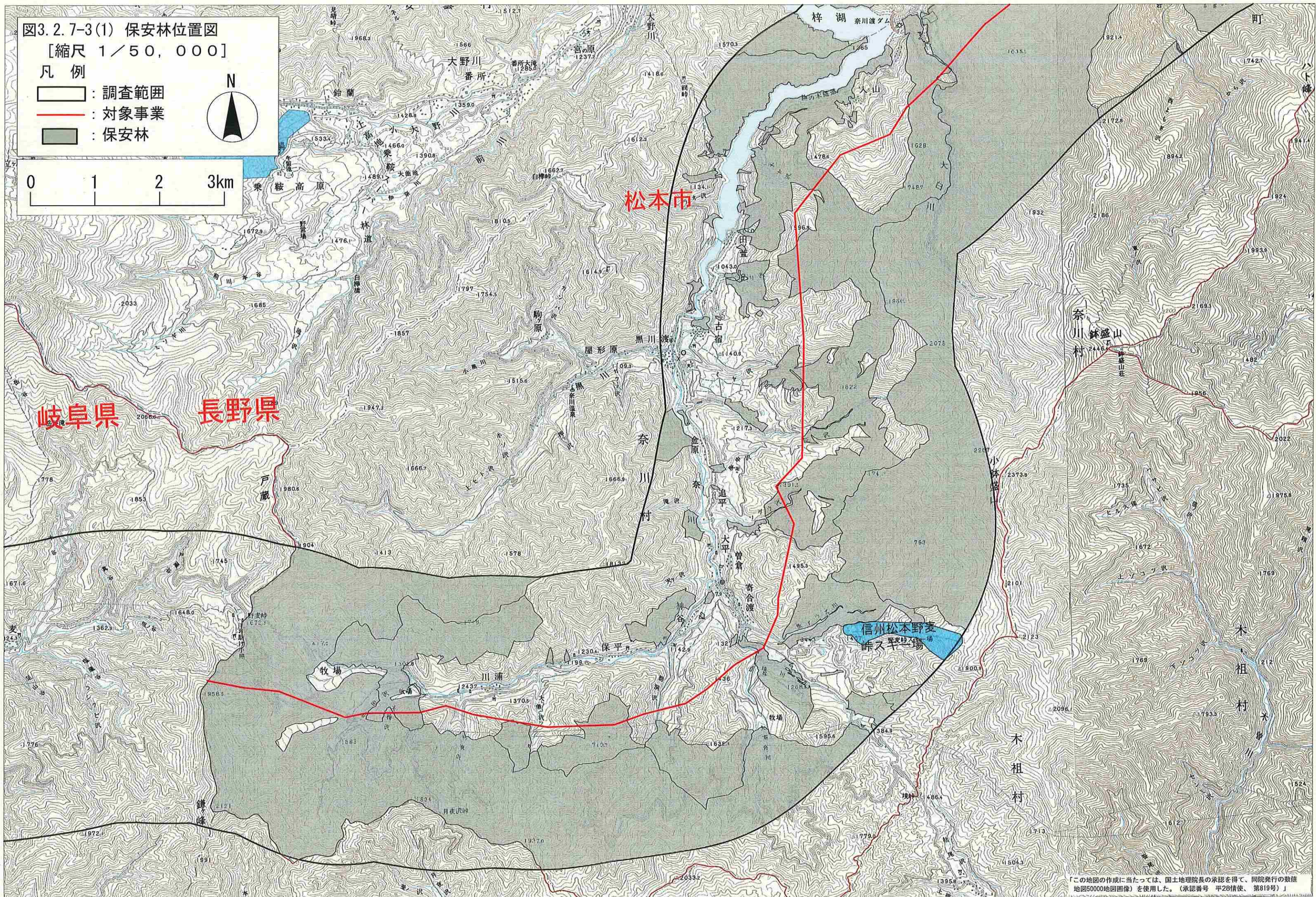
[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 保安林



0 1 2 3km



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像」を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)」



図3.2.7-3(2) 保安林位置図

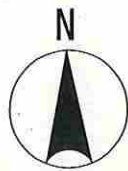
[縮尺 1/50,000]

凡例

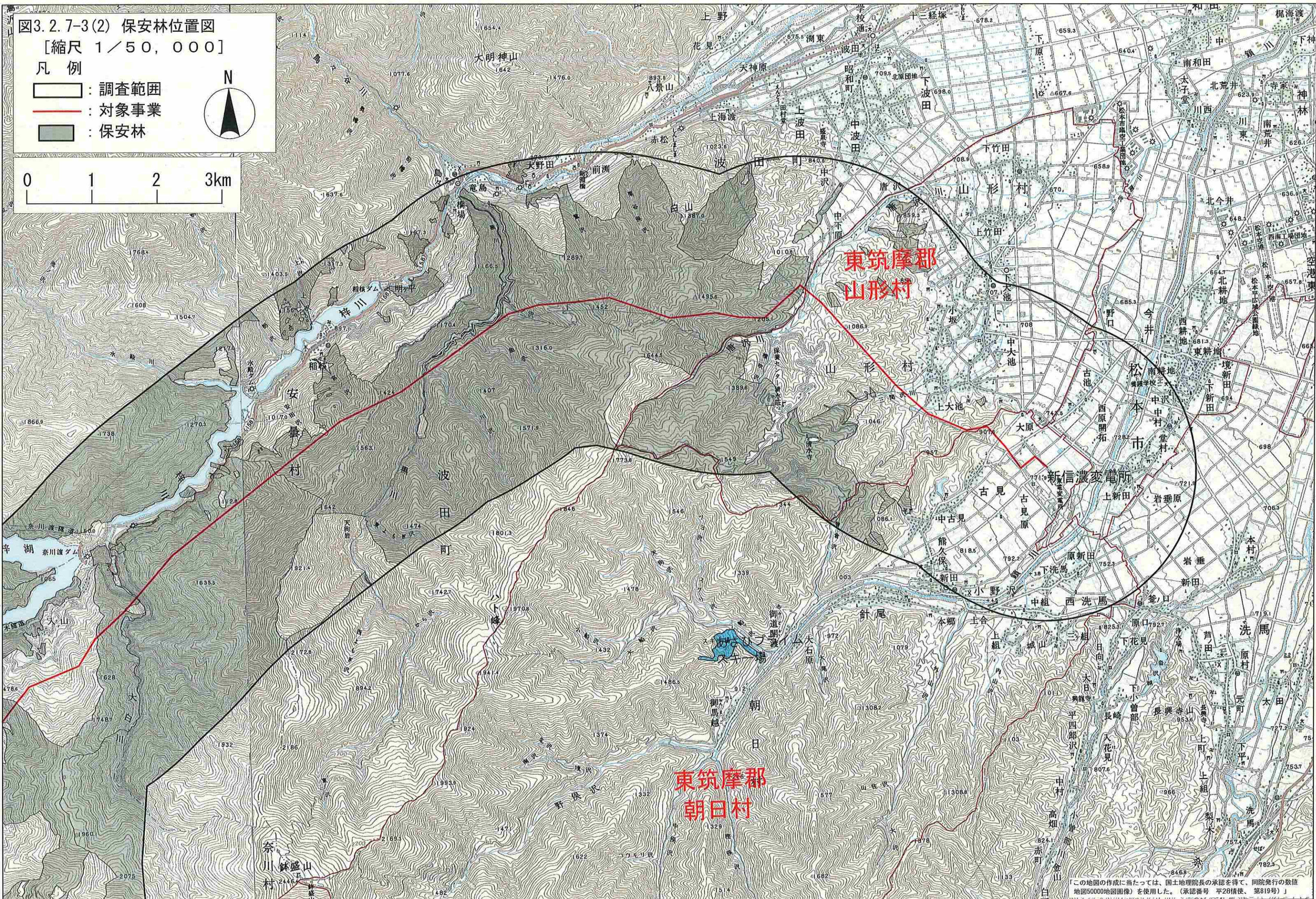
調査範囲

対象事業

保安林



0 1 2 3km



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第019号)

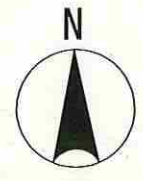


図3.2.7-4(1) 国有林位置図

[縮尺 1/50,000]

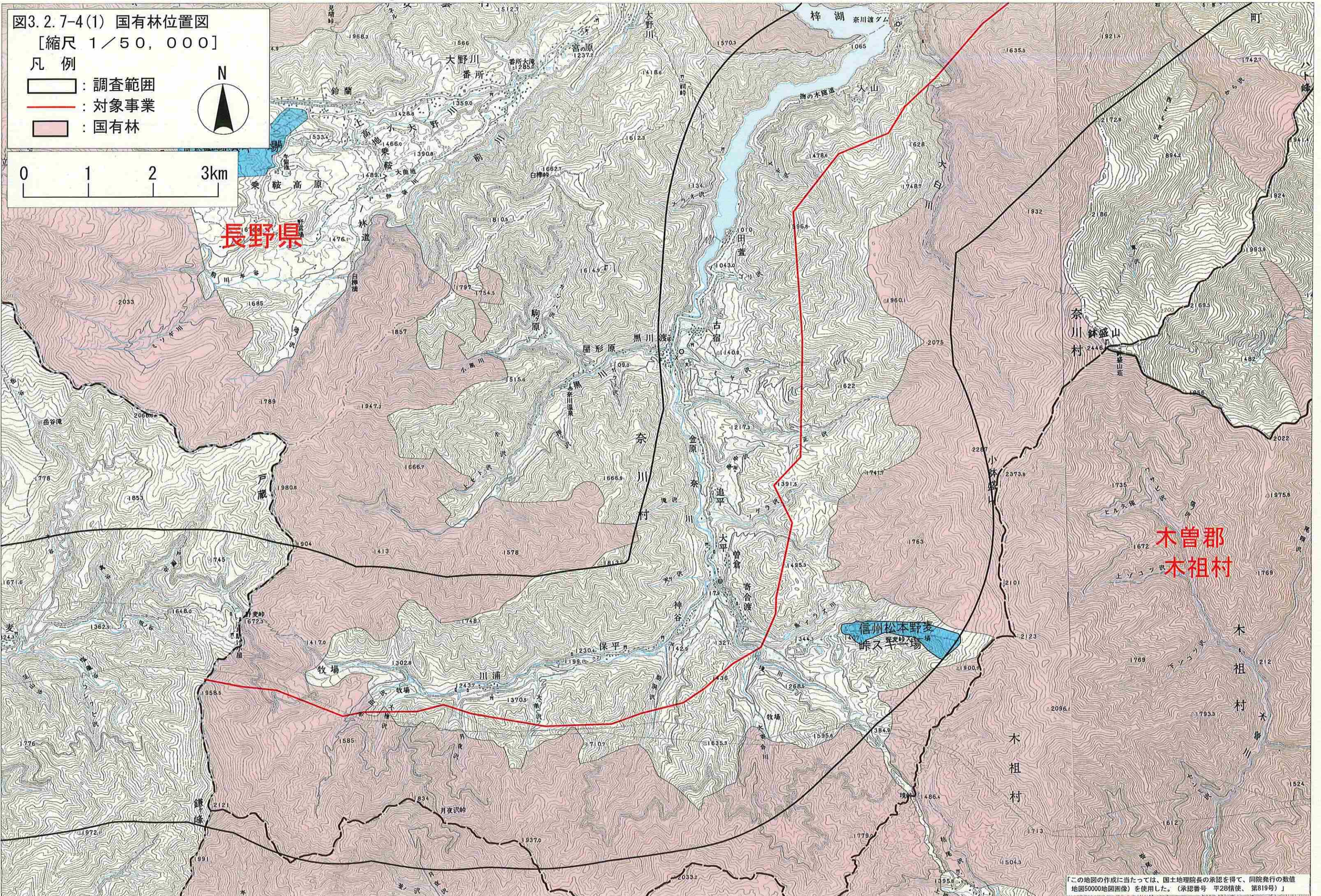
凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 国有林



長野県

木曾郡  
木祖村



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像」を使用した。(承認番号 平28信使、第819号)」

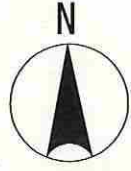


図3.2.7-4(2) 国有林位置図

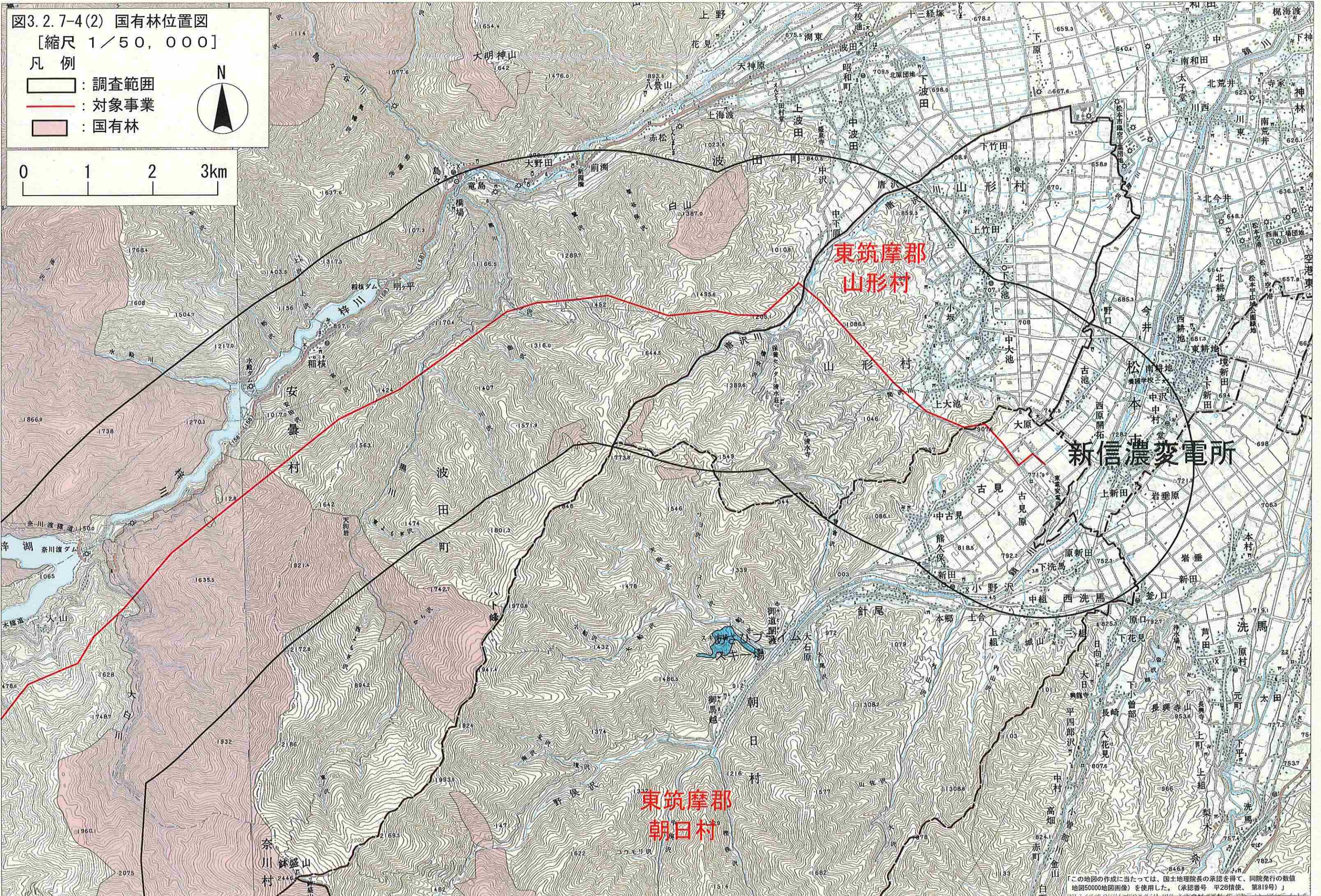
[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 国有林



0 1 2 3km



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像」を使用した。(承認番号 平28信使、第819号)」



図3.2.7-5(1) 急傾斜地崩壊危険区域位置図

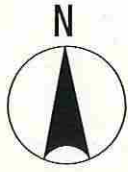
[縮尺 1/50,000]

凡例

調査範囲

対象事業

急傾斜地崩壊危険区域



0 1 2 3km



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)」

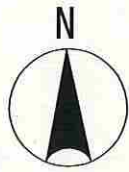


図3.2.7-5(2) 急傾斜地崩壊危険区域位置図

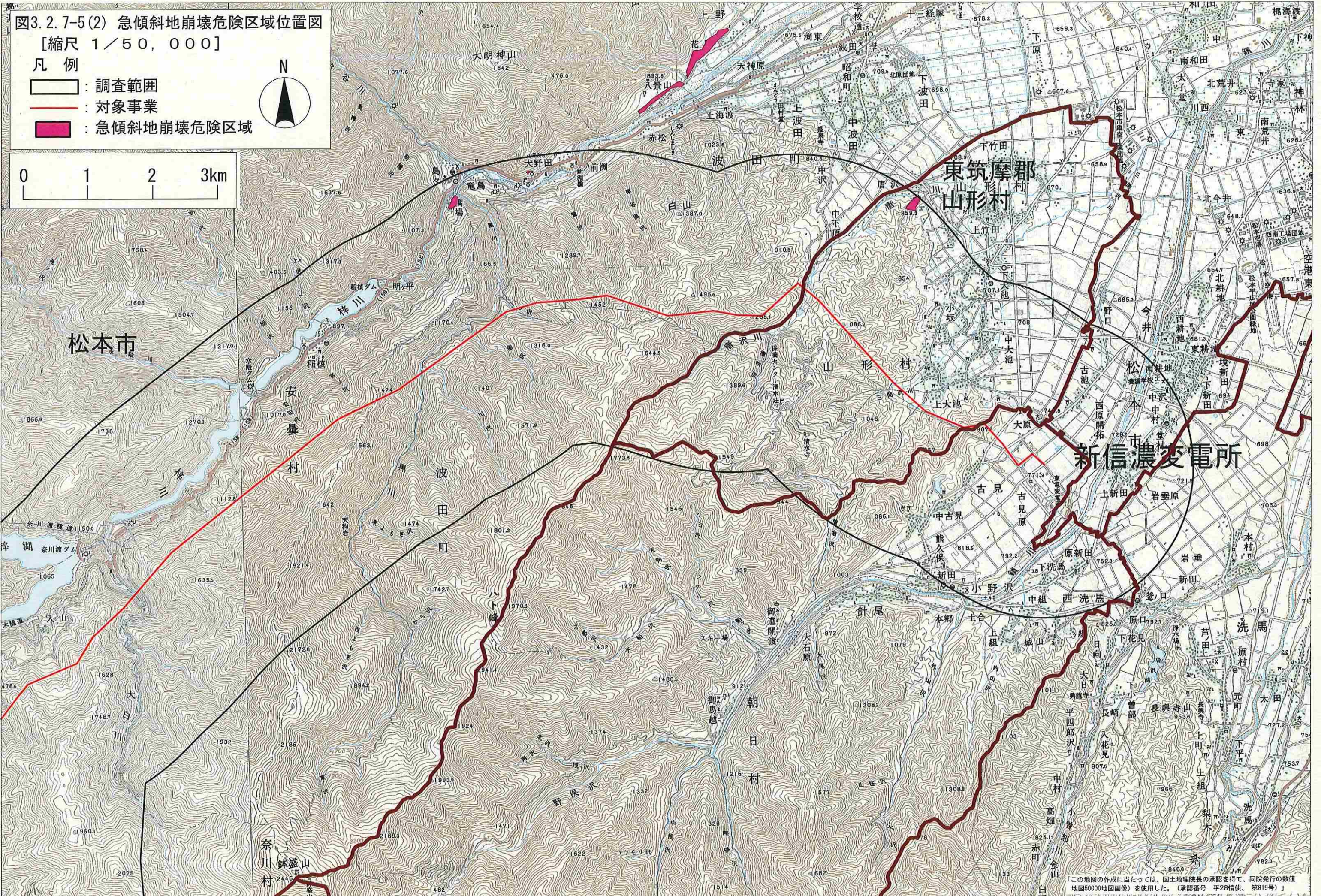
[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 急傾斜地崩壊危険区域



0 1 2 3km



松本市

東筑摩郡  
山形村

新信濃変電所

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28信使、第819号)

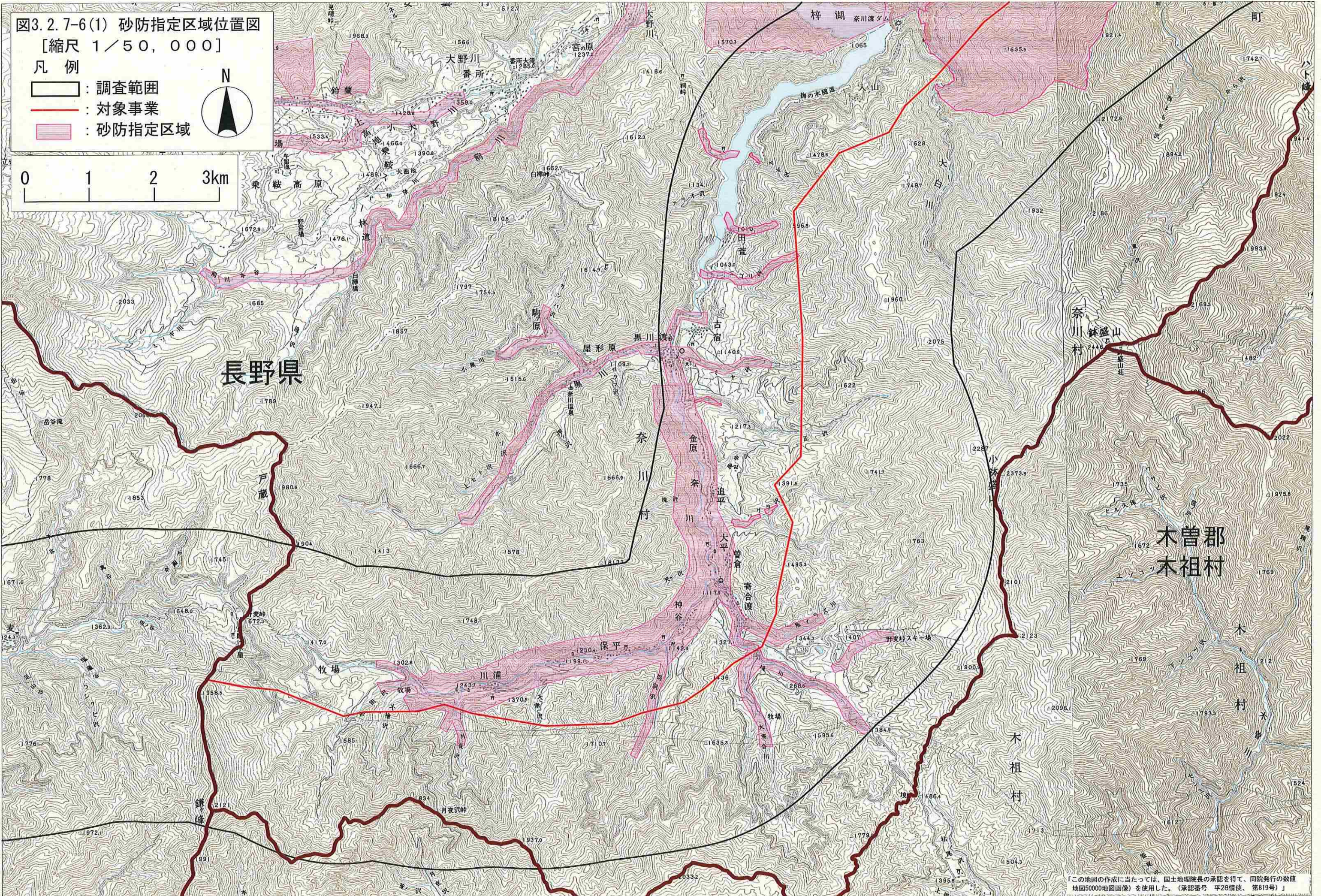
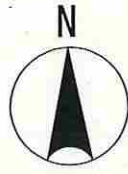


図3.2.7-6(1) 砂防指定区域位置図

[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 砂防指定区域



長野県

奈川村

木曽郡  
木祖村

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)」

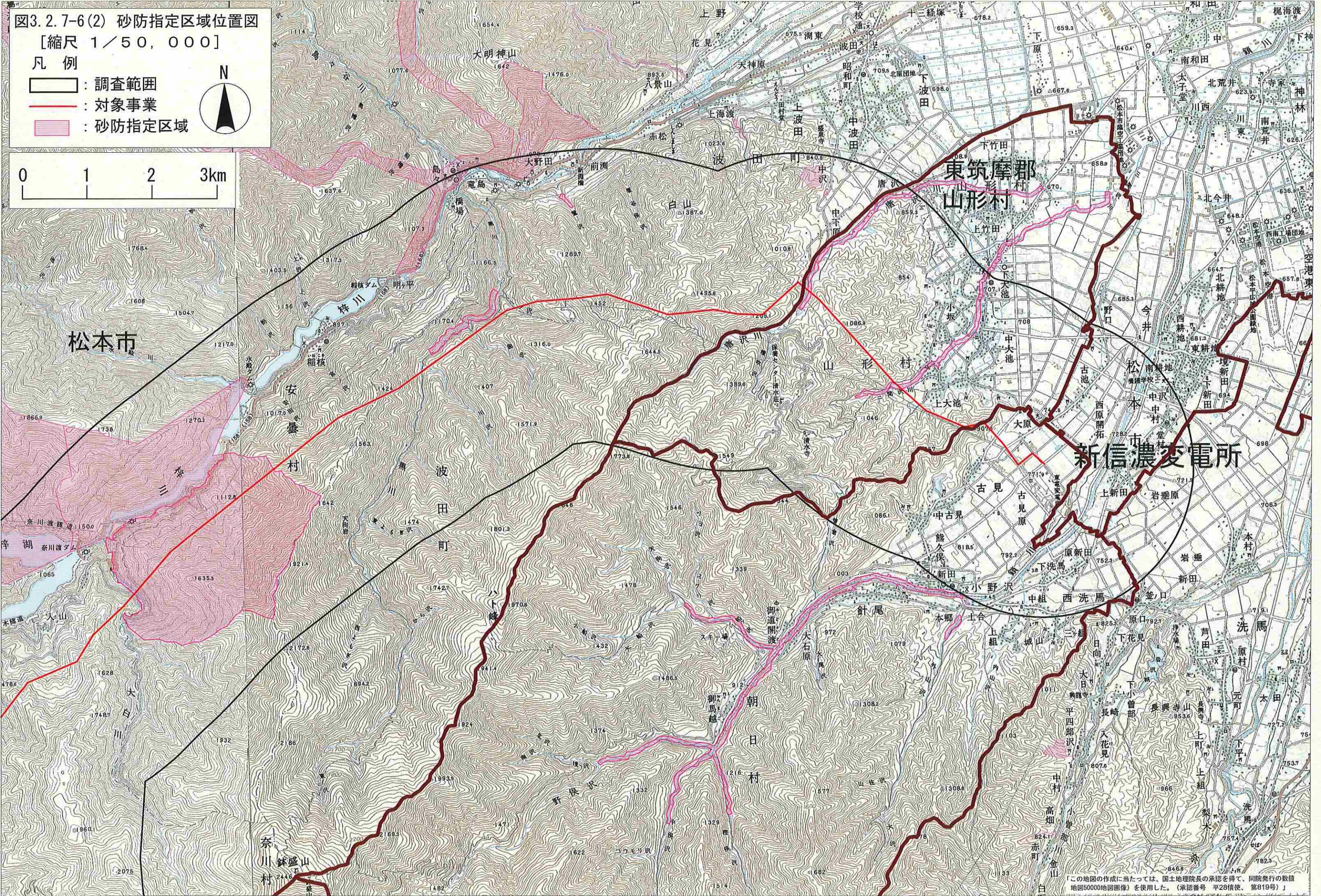
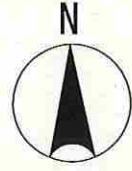


図3.2.7-6(2) 砂防指定区域位置図

[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 砂防指定区域



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28信使、第819号)



3.2.7.16 地すべり防止区域の指定状況

対象事業実施区域周辺における地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

3.2.7.17 土砂災害警戒区域の指定状況

対象事業実施区域周辺における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域，土砂災害警戒区域の指定状況は，図 3.2.7-7(1)，(2)に示すとおりである。

3.2.7.18 長野県景観条例（山形村，朝日村）の指定状況

対象事業実施区域周辺は景観計画区域に指定されているが，景観育成重点地域の指定はない。

3.2.7.19 松本市景観条例の指定状況

対象事業実施区域周辺は景観計画区域に指定されているが，重点地区の指定はない。

3.2.7.20 風致地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における都市計画法に基づく風致地区の指定はない。

3.2.7.21 森林整備保全重点地区の指定状況

対象事業実施区域周辺における長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地区の指定はない。

3.2.7.22 都市緑地保全地区の指定状況






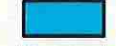


対象事業実施区域周辺における都市緑地保全法に基づく都市緑地保全地区の指定はない。

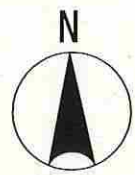


図3.2.7-7(1) 土砂災害警戒区域位置図

[縮尺 1/50,000]

凡例

-  : 調査範囲
-  : 対象事業
-  : 土砂災害特別警戒区域(地すべり)
-  : 土砂災害警戒区域(地すべり)
-  : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜)
-  : 土砂災害警戒区域(急傾斜)
-  : 土砂災害特別警戒区域(土石流)
-  : 土砂災害警戒区域(土石流)



0 1 2 3km

長野県

奈川村

木曽郡  
木祖村

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)」

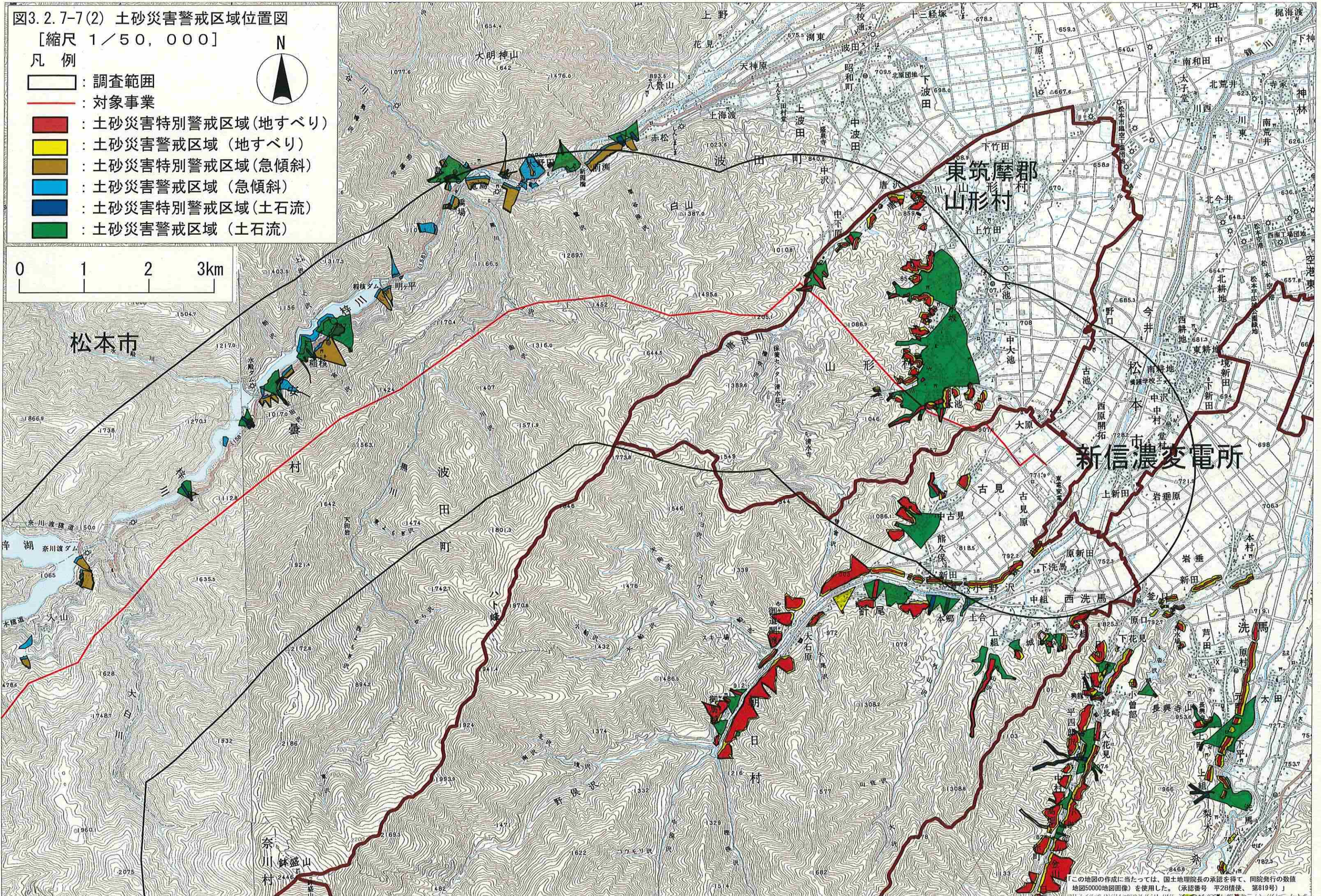
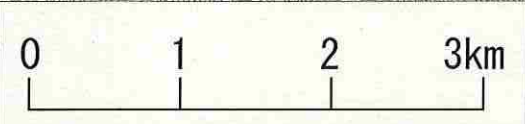
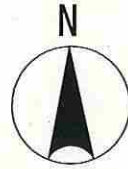


図3.2.7-7(2) 土砂災害警戒区域位置図

[縮尺 1/50,000]

凡例

- : 調査範囲
- : 対象事業
- : 土砂災害特別警戒区域(地すべり)
- : 土砂災害警戒区域(地すべり)
- : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜)
- : 土砂災害警戒区域(急傾斜)
- : 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- : 土砂災害警戒区域(土石流)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000地図画像を使用した。(承認番号 平28情使、第819号)